

(平成二〇・三・二一刑二印)

裁判員の参加する刑事裁判に関する規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案

この要綱案第一中「法」とあるのは、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六十号）による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）をいい、第二中「法」とあるのは、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六十号）による改正後の刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十号）をいう。

第一 裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部改正

（訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録に関する事項）

一 訴訟関係人の尋問及び供述等を記録媒体に記録する旨の決定の告知（法第六十五条関係）

法第六十五条第一項の規定により訴訟関係人の尋問及び供述等（同項に規定する訴訟関係人の尋問及び供述等をいう。以下同じ。）を記録媒体（同項に規定する記録媒体をいう。以下同じ。）に記録する旨の決定をした場合には、速やかに、その旨を検察官及び被告人又は弁護人に通知しなければならないものとする。

二 鑑定のための謄写（法第六十五条関係）

法第六十五条第三項本文の規定により訴訟記録に添付して調書の一部とした記録媒体の謄写については、刑事訴訟規則第三百三十四条第二項の規定を準用するものとする。

（区分審理決定に関する事項）

三 請求の方式（法第七十一条等関係）

1 法第七十一条第一項又は第七十二条第一項若しくは第二項の請求は、書面を差し出してこれを行ななければならないものとする。

2 裁判所は、1の規定にかかわらず、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においては、同項の請求を口頭であることを許すことができるものとする。

四 区分審理決定についての意見の聴取（法第七十一条関係）

区分審理決定（法第七十一条第一項に規定する区分審理決定をいう。以下同じ。）又は同項の請求を却下する決定をするには、あらかじめ、職権でこれをする場合には検察官及び被告人又は弁護人の意見を、請求によりこれをする場合には相手方又はその弁護人の意見を聴かなければならないものとする。

五 区分審理決定の取消し及び変更についての意見の聴取（法第七十二条関係）

法第七十二条第一項若しくは第二項の決定又はこれらの項の請求を却下する決定をするには、あらかじめ、職権でこれをする場合には検察官及び被告人又は弁護人の意見を、請求によりこれをする場合には相手方又はその弁護人の意見を聴かなければならないものとする。

六 審理の順序についての意見の聴取（法第七十三条関係）

法第七十三条第一項又は第二項の決定をするには、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならないものとする。

七 審理の順序に関する決定の告知（法第七十三条関係）

法第七十三条第一項又は第二項の決定をした場合には、その旨を検察官、被告人及び弁護人に通知しなければならないものとする。

(区分事件審判に関する事項)

八 意見陳述の時期等 (法第七十七条関係)

1 法第七十七条第一項の規定による意見の陳述については、刑事訴訟規則第二百十一条の二から第二百十二条までの規定を準用するものとする。

2 法第七十七条第二項の規定による意見の陳述については、刑事訴訟規則第二百十一条から第二百十二条までの規定を準用するものとする。

3 法第七十七条第三項の規定による意見の陳述については、刑事訴訟規則及び犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案第一の五及び六 (意見陳述の時間及び時期) の規定を準用するものとする。

九 部分判決で有罪の言渡しをする場合の特例 (法第七十八条関係)

法第七十八条第一項の規定により部分判決で有罪の言渡しをする場合においては、刑事訴訟規則第二

百二十条の規定は、適用しないものとする。

十 区分事件審判に関する公判調書（法第八十二条関係）

法第八十二条第一項ただし書の場合には、その公判調書の記載の正確性についての異議の申立期間との関係においては、その公判調書を整理すべき最終日にこれを整理したものとみなすものとする。

（併合事件審判に関する事項）

十一 更新の手續（法第八十七条関係）

法第八十七条の規定により公判手續を更新するには、法第八十六条第三項の決定があつた場合を除き、次の例によるものとする。

(一) 裁判長は、部分判決で示された事項を明らかにしなければならぬものとする。ただし、併合事件審判（法第八十六条第一項に規定する併合事件審判をいう。以下同じ。）をするのに明らかに必要がないと認められる事項については、この限りでないものとする。

(二) 区分事件審判（法第七十六条に規定する区分事件審判をいう。以下同じ。）を行った公判期日における被告人若しくは被告人以外の者の供述を録取した書面又は区分事件審判を行った公判期日に

おける裁判所の検証の結果を記載した書面並びに区分事件審判を行った公判期日において取り調べた書面又は物については、訴訟関係人の意見を聴いた上、併合事件審判をするのに必要な範囲で、職権で証拠書類又は証拠物として取り調べなければならぬものとする。

(三) 裁判長は、(二)に掲げる書面又は物を取り調べる場合において訴訟関係人が同意したときは、その全部若しくは一部を朗読し又は示すことに代えて、相当と認める方法でこれを取り調べることにできるものとする。

(四) 裁判長は、取り調べた各個の証拠について訴訟関係人の意見及び弁解を聴かなければならぬ。この場合において、訴訟関係人の意見の陳述及び弁解は、部分判決で示された事項については、することができないものとする。

(五) 裁判長は、(四)に規定する意見の陳述及び弁解が部分判決で示された事項にわたるときは、これを制限することができるものとする。

十二 併合事件裁判の通知（法第百一条関係）

裁判所は、併合事件裁判（法第百一条第二項に規定する併合事件裁判をいう。）をしたときは、速や

かに、その旨を区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあつた者で法第八十四条の規定によりその任務が終了したものに通知するものとする。

(調書の記載に関する事項)

十三 証人等の尋問調書(第四十二条の改正)

第四十二条を次のとおり改めること。

1 刑事訴訟規則第三十八条の調書には、立ち会った裁判員及び補充裁判員の氏名の記載に代えて、これらの者の第二十六条第一項第十五号の符号を記載するものとする。

2 刑事訴訟規則第三十八条の調書には、同条第二項(第七号を除く。)に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (一) 法第六十五条第一項の規定により訴訟関係人の尋問及び供述等を記録媒体に記録したこと。
- (二) 法第六十五条第二項の規定により証人の同意を得たこと。
- (三) 法第六十五条第三項本文の規定により訴訟記録に添付して調書の一部とした記録媒体の種類及び

数量

3 法第六十五条第三項本文の規定により訴訟記録に添付して調書の一部とした記録媒体については、刑事訴訟規則第三十八条第三項から第五項までの規定による手続をすることを要しない。

4 法第六十五条第三項本文の規定により記録媒体がその一部とされた調書については、その旨を調書上明らかにしておかなければならない。

十四 検証調書

検証調書については、十三の1の規定を準用するものとする。

十五 公判調書（第四十三条の改正）

第四十三条を次のとおり改めること。

1 裁判員又は補充裁判員が立ち会った公判期日の公判調書には、刑事訴訟規則第四十四条（第一項第二十四号を除く。）に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(一) 立ち会った裁判員及び補充裁判員の第二十六条第一項第十五号の符号

(二) 法第六十五条第一項の規定により訴訟関係人の尋問及び供述等を記録媒体に記録したこと。

(三) 法第六十五条第二項の規定により証人の同意を得たこと。

(四) 法第六十五条第三項本文の規定により訴訟記録に添付して調書の一部とした記録媒体の種類及び数量

(五) 区分事件（法第七十二条第一項に規定する区分事件をいう。以下同じ。）の審理における証拠調べが終わった後に陳述した検察官、被告人、弁護人及び被害者参加人（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第三百十六条の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。）又はその委託を受けた弁護士の意見の要旨

(六) 区分事件の審理における被告人又は弁護人の最終陳述の要旨

(七) 法第八十七条の規定により公判手続を更新したときは、その旨並びに取り調べた書面及び物

2 次に掲げる事項は、公判調書に記載することを要しない。

(一) 法第六十条の規定による裁判員及び補充裁判員の立会いの許可の決定

(二) 法第六十五条第一項の規定による訴訟関係人の尋問及び供述等を記録媒体に記録する旨の決定

(選任予定裁判員に関する事項)

十六 裁判員等の旅費（第六条第一項の改正）

第六条第一項を次のとおり改めること。

裁判員、補充裁判員並びに及び裁判員等選任手続（法第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続をいう。以下同じ。）の期日に出頭した選任予定裁判員及び裁判員候補者（以下「裁判員等」と総称する。）の旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。

十七 裁判員等の日当（第七条第二項の改正）

第七条第二項を次のとおり改めること。

日当の額は、裁判員及び補充裁判員については一日当たり一万円以内において、裁判員等選任手続の期日に出頭した選任予定裁判員及び裁判員候補者については一日当たり八千円以内において、それぞれ裁判所が定める。

十八 裁判員候補者名簿からの消除の方法（第十三条の改正）

第十三条を次のとおり改めること。

地方裁判所が法第二十三条第三項（法第二十四条第二項において準用する場合を含む。第十五条第一項第一号において同じ。）又は第二十九条第三項本文（法第三十八条第二項（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。））及び第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により裁判員候補者名簿から削除するに当たっては、当該裁判員候補者を削除したことが明確であり、かつ、削除された文字の字体（法第二十三条第二項（法第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により磁気ディスクをもって調製する裁判員候補者名簿にあつては、削除された記録）がなお明らかとなるような方法により行う。

十九 地方裁判所による調査（第十五条第一項第二号の改正）

第十五条第一項第二号を次のとおり改めること。

法第二十六条第三項（法第二十八条第二項（法第三十八条第二項、及び第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。））、第三十八条第二項、及び第四十条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。次条及び第二十三条において同

じ。）の規定により呼び出すべき裁判員候補者として選定された場合において法第二十七条第一項ただし書（法第二十八条第二項、第三十八条第二項、及び第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により呼び出すことを要しないものとされる場合に該当することとなる
ことが見込まれるかどうか。

二十 呼出状の記載事項（第十八条の改正）

第十八条を次のとおり改めること。

裁判員候補者に対する呼出状には、法第二十七条第三項に規定する事項のほか、職務従事予定期間（同条第一項（法第九十条第二項において読み替えて適用する場合及び法第九十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する職務従事予定期間をいう。）を記載しなければならない。

二十一 裁判員等選任手続の期日の変更（第二十一条第七項の改正）

第二十一条第七項を次のとおり改めること。

裁判所は、裁判員等選任手続の期日を変更する決定をした場合には、呼び出した選任予定期間又は裁判員候補者にその旨を通知しなければならない。

二十二 裁判員等選任手続調書の記載要件（第二十六条の改正）

第二十六条第一項第六号を次のとおり改め、次の一号を加え、第二十六条第二項を次のとおり改めること。

六 出頭した選任予定裁判員又は裁判員候補者の氏名

十六 選任予定裁判員の氏名及びその選定に係る被告事件名

2 前項に掲げる事項以外の事項であっても、裁判員等選任手続の期日における手続中、裁判長（法第二条第三項の決定があつた場合において、同項に規定する合議体が構成されるまでの間は、裁判官。次条第一項及び第四項、第二十九条第二項、並びに第三十三条第一項第一号及び第二項第二号並びに二十八の1の（一）の規定及び二十八の2の（二）の規定において同じ。）が訴訟関係人の請求により又は職権で記載を命じた事項は、これを裁判員等選任手続調書に記載しなければならない。

二十三 裁判員等選任手続調書の整理（第二十八条の改正）

第二十八条を次のとおり改めること。

裁判員等選任手続調書は、各裁判員等選任手続の期日後速やかに、遅くとも直後の公判期日（区分審

理決定がされた事件にあつては、直後に行われる区分事件審判又は併合事件審判における公判期日。第二十九條第三項において同じ。）の調書の整理期限までにこれを整理しなければならない。

二十四 裁判員等選任手続における陳述の録音

裁判員等選任手続の期日における陳述の全部又は一部については、録音装置を使用してこれを録取させることができるものとする。

二十五 裁判員等選任手続調書における録音体の引用

裁判員等選任手続の期日における選任予定裁判員及び裁判員候補者に対する質問及びその陳述並びに選任予定裁判員及び裁判員候補者の申立てを録音させた場合において、裁判所が相当と認めるときは、これらを録音したものを裁判員等選任手続調書に引用し、訴訟記録に添付して裁判員等選任手続調書の一部とすることができるものとする。

二十六 不選任の決定の請求を却下する決定に対する異議の申立ての手続（第三十一條第一項の改正）

第三十一條第一項を次のとおり改めること。

法第三十五條第一項（法第三十八條第二項、及び第四十七條第二項及び第九十二條第二項において準

用する場合を含む。以下この条において同じ。）の異議の申立てについては、刑事訴訟規則第二百七十一条及び第二百七十二条の規定を準用する。

二十七 裁判員の選任及び解任等に関する書類の謄写（第四十七条の改正）

第四十七条を次のとおり改めること。

1 法第三十一条第二項に規定する書類のほか、法第二章第二節及び第三節並びに第五章第二節第二款に規定する手続に関する書類（第十二条第三項及び第十五条第二項に規定するものを除く。）のうち、法第三十四条第一項（法第三十八条第二項）及び第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による質問及びこれに対する陳述並びに裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員若しくは裁判員候補者又はこれらであった者の個人を特定するに足りる情報が記載されている部分は、謄写することができない。

2 前項に規定するもののほか、裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員又は裁判員候補者からの申立てに関する書類は、謄写することができない。

二十八 選任予定裁判員の選定方法（法第九十一条関係）

1 裁判所は、選任予定裁判員を選定する決定をするに当たっては、各区分事件審判又は併合事件審判ごとに、次の順序に従って裁判員等選任手続を行うものとする。

(一) 裁判長は、裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者のうち、質問をする必要があるすべての裁判員候補者に対し質問をするものとする。ただし、裁判所は、法第三十四条第四項又は第七項（これらの規定を法第九十二条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により不選任の決定をしなければならない裁判員候補者について、質問をする必要があるすべての裁判員候補者に対する質問を終えるまで不選任の決定をしないことが相当でない認めるときは、その質問を終える前に不選任の決定をすることができるものとする。

(二) 裁判所は、質問をした裁判員候補者のうち、法第三十四条第四項又は第七項の規定により不選任の決定をしなければならない裁判員候補者について不選任の決定をするものとする。

(三) 検察官及び被告人は、法第三十四条第四項又は第七項の規定により不選任の決定がされなかった裁判員候補者について、理由を示さない不選任の請求をするものとする。ただし、これらの規定により不選任の決定がされなかった裁判員候補者の員数が、選定すべき選任予定裁判員の員数並

びに検察官及び被告人がそれぞれ理由を示さない不選任の請求をすることができる員数の合計数を超えるときは、あらかじめ、裁判所が、その裁判員候補者の中から、くじで、その合計数の裁判員候補者を選定することができるものとし、検察官及び被告人は、選定された裁判員候補者について、理由を示さない不選任の請求をするものとする。

(四) 裁判所は、不選任の決定がされなかった裁判員候補者（前号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定により選定された裁判員候補者のうち理由を示さない不選任の請求による不選任の決定がされなかった裁判員候補者）から、くじで、法第九十一条第一項（法第九十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。次項第五号において同じ。）に規定する員数の選任予定裁判員を裁判員（補充裁判員を置くときは、補充裁判員を含む。以下この号及び次項第五号において同じ。）に選任されるべき順序を定めて選定するものとする。ただし、当該裁判員候補者の員数がこれに満たないときは、その員数の選任予定裁判員を裁判員に選任されるべき順序をくじで定めて選定するものとする。

2 裁判所は、裁判員候補者の出頭状況及び質問票の記載状況等に照らし、裁判員等選任手続の期日に

出頭した裁判員候補者のうち質問をする必要があるすべての裁判員候補者に対し質問をすることが、迅速に裁判員等選任手続を終えるために相当でないと認める場合には、各区分事件審判又は併合事件審判ごとに、各裁判員等選任手続の期日のはじめに、次の順序に従って裁判員等選任手続を行う決定をすることができるとすること。

(一) 裁判所は、裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者について、くじで、選任予定裁判員に選定されるべき順序を定めるものとする。

(二) 裁判長は、前号の順序に従い、質問をする必要がある裁判員候補者に対し質問をするものとする。

(三) 裁判所は、前号の規定により裁判員候補者が質問を受けるごとに、法第三十四条第四項又は第七項の規定により不選任の決定をしなければならぬかどうかを判断し、不選任の決定をしなければならぬ裁判員候補者については不選任の決定をするものとする。

(四) 検察官及び被告人は、質問を受け、かつ、前号の不選任の決定がされなかった裁判員候補者の員数が、選定すべき選任予定裁判員の員数並びに検察官及び被告人がそれぞれ理由を示さない不選任

の請求をすることができ、員数の合計数に満ちたときは、質問を受け、かつ、同号の不選任の決定がされなかった裁判員候補者について、理由を示さない不選任の請求をするものとする。ただし、質問をする必要があるすべての裁判員候補者に対し質問をした場合は、その合計数に満たないときであっても、検察官及び被告人は、同号の不選任の決定がされなかった裁判員候補者について、理由を示さない不選任の請求をするものとする。

(五) 裁判所は、質問を受け、かつ、不選任の決定がされなかった裁判員候補者から、第一号の順序に従い、法第九十一条第一項に規定する員数の選任予定裁判員を裁判員に選任されるべき順序を定めて選定する決定をするものとする。ただし、当該裁判員候補者の員数がこれに満たないときは、その員数の選任予定裁判員を裁判員に選任されるべき順序を定めて選定する決定をするものとする。

3 裁判所は、裁判員候補者の出頭状況及び質問票の記載状況等に照らし、法第九十一条第二項（法第九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により不選任の決定がされる裁判員候補者が存すると見込まれる場合には、各区分事件審判又は併合事件審判ごとに、各裁判員等選任手続の期日

のはじめに、くじで、質問を受けるべき裁判員候補者を決めることができるものとする。

二十九 選任予定裁判員の選定の取消しについての意見の聴取（法第九十三条等関係）

1 法第九十三条第一項の請求についての決定をするには、あらかじめ、相手方又はその弁護人の意見を聴かなければならないものとする。

2 法第九十五条第一項の規定による決定をするには、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならないものとする。

三十 選任予定裁判員の選定を取り消す決定の告知（法第九十三条等関係）

選任予定裁判員の選定を取り消す決定は、これを当該選任予定裁判員に通知しなければならないものとする。

三十一 選定の取消しの請求を却下する決定に対する異議の申立ての手續（法第九十四条関係）

1 法第九十四条第一項の異議の申立てについては、刑事訴訟規則第二百七十一条及び第二百七十二条の規定を準用するものとする。

2 法第九十四条第一項の異議の申立てについての決定は、これを検察官及び被告人又は弁護人に通知

しなければならぬものとする事。

三十二 資料の提出の求め（法第九十六條關係）

裁判所は、法第九十六條第一項の申立てをした選任予定裁判員に対し、その選定の取消しの判断をするため、必要な資料の提出を求めることが出来るものとする事。

（裁判員及び補充裁判員の作るべき書類に關する事項）

三十三 裁判員及び補充裁判員の書類

裁判員及び補充裁判員が作るべき書類については、官吏その他の公務員以外の者が作るべき書類の例によるものとする事。

第二 刑事訴訟規則の一部改正

一 公判調書の異議申立期間・法第四十八條等（第五十二條の改正）

第五十二條第一項を削り、第五十二條第二項を次のとおり改める事。

前項法第四十八條第三項但し書の規定により公判調書を整理した場合には、その公判調書の記載の正確性についての異議の申立期間との關係においては、その公判調書を整理すべき最終日にこれを整

理したものとみなす。

二 速記録添附の場合の異議申立期間（第五十二条の十三の改正）

第五十二条の十三を次のとおり改めること。

前条第二項の規定による通知が最終の公判期日後にされたときは、公判調書の記載の正確性についての異議の申立ては、速記録の部分に関する限り、その通知のあつた日から十四日以内に行うことができる。ただし、判決の宣告をした公判期日に審理をした場合の法第四十八条第三項ただし書の規定により判決を宣告する公判期日後に整理された公判調書について、これを整理すべき最終日前に前条第二項の規定による通知がされたときは、その最終日から十四日以内に行うことができる。

三 公判調書未整理の場合の録音体の再生等（法第五十条関係）

1 公判調書が次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を録音した録音体又は法第一百五十七条の四第二項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状

況を記録した記録媒体について、再生する機会を与えなければならぬものとする。

2 1の規定により再生する機会を与えた場合には、これをもつて法第五十条第一項の規定による要旨の告知に代えることができるものとする。

3 法第五十条第二項の規定により裁判所書記官が前回の公判期日における審理に関する重要な事項を告げるときは、録音体を再生する方法によりこれを行うことができるものとする。

4 第五十二条の十九を削ること。

四 第二百二十二条の十九第一項の改正

第二百二十二条の十九第一項を次のとおり改めること。

即決裁判手続によつて審理し、即日判決の言渡しをした事件の公判調書については、~~第五十一条第一項の規定にかかわらず、~~判決の言渡しをした公判期日から二十一日以内にこれを整理すれば足りる。

五 公判調書における録音体の引用

公判廷における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を録音させた場合において、裁判所が相当と認め、かつ、検察官及び被

告人又は弁護人が同意したときは、録音体を公判調書に引用し、訴訟記録に添付して公判調書の一部とすることができるものとする。

六 録音体の内容を記載した書面の作成

裁判所は、次の場合には、裁判所書記官に五の規定により公判調書の一部とされた録音体の内容を記載した書面を速やかに作らせなければならないものとする。

- 1 判決の確定前に、検察官、被告人又は弁護人の請求があるとき。
- 2 上訴の申立てがあったとき。ただし、その申立てが明らかに上訴権の消滅後にされたものであるときを除く。
- 3 その他必要があると認めるとき。